

任意継続被保険者の手続きについて(同意書)



退職前の被保険者期間が2カ月以上あることが加入条件となります。
下記事項をご確認のうえ、任意継続被保険にご加入ください。

保険料の決定について

任意継続被保険者の保険料は、事業主負担分も合わせて、全額自己負担となります。
退職時の標準報酬と、JA千葉健保の平均標準報酬月額を比較し、いずれか低い標準報酬月額が、任意継続被保険者の標準報酬月額となります。
標準報酬月額に保険料率を乗じて得た額が、納付いただく保険料額となります。
任意継続の保険料は、**2年間同額**となります。ただし、**平均標準報酬月額の変更または保険料率の変更により、保険料が変わる場合があります。**



国民健康保険は、前年の所得によって保険料が決定されるので、退職時には、任意継続被保険者の保険料が安い場合でも、翌年4月には国民健康保険の方が、保険料が安くなる場合もあります。(国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。)

初回分の保険料の支払および納付方法について

1. 支払方法

- ① JA千葉健保窓口での納付(現金を持参)
- ② 現金書留(郵送)による納付(現金書留封筒に申請書、同意書(本書)、保険料を封入する。)

2. 納付方法と納付期日

- ① 毎月納付(納付期日は当月の10日)
 - ② 半期納付(4月～9月分・10月～3月分の年2回払い：納付期日は前月末日)
 - ③ 年度分納付(4月～翌年3月分の年1回払い：納付期日は前月末日)
- ※退職日の翌日から20日以内に手続きを行ってください。**
※初めて保険料を納付するときは、納付期日は組合の指定日となります。
※納付期日が土・日・祝祭日に該当する場合は、翌営業日が納付期日となります。
※半期納付および年度分納付は、前納払いとなり、健康保険法施行令第49条による複利原価法による割引が適用されます。(12カ月前納で4%の割引)
※取得手続きを行う時期により、前納払いを選択できない場合があります。
詳細は、JA千葉健保までお問合せください。
※前納の納付期日後に保険料納付された場合は、前納の割引は適用されず、毎月納付の扱いとなります。(3月29日(金)退職、3月30日(土)資格喪失、4月1日(月)前納期日、4月2日(火)に任継手続きの場合等)
※毎月納付希望で、退職日の翌日から、月がまたがる場合は、2カ月分の保険料をご用意ください。(次月分の納付期日が10日であるため。)
※現金書留封筒の料金、送料は、自己負担となります。
※天変地異等の理由以外に納付の遅延は認められません。納付忘れを防止するためにも、前納払いをお勧めします。

次回分の保険料納付書の送付時期について

1. 毎月納付(前月末日)
 2. 半期納付(3月中旬(4月～9月分)および9月中旬(10月～翌年3月分))
 3. 年度分納付(3月中旬(4月～翌年3月分))
- ※ATM・インターネットバンキングによる納付の場合、**振込名義人名が表記されるよう、お振込みください。**
※振込手数料は、被保険者様の自己負担となります。
※**納付書送付前に、今後の納付方法(前納か月納か等)をどうされるか、照会文書を8月および2月に送付し、ご希望いただいた納付方法の納付書を上記送付時期に送付いたします。**

任意継続保険料の領収証書について

任意継続保険料は税金控除対象となり、確定申告の際に、領収証書が必要となります。
領収証書は再発行できませんので、大切に保管してください。

なお、領収証書を紛失された場合等は、領収証書の再発行はできませんが、確定申告に使用できる「納付証明書」を発行することはできますので、JA千葉健保までご用命ください。

被保険者資格の喪失について(資格喪失理由)

次のいずれかに該当した場合は、任意継続被保険者資格が喪失となります。

1. 被保険者資格取得後、2年を経過したとき(期間満了)
2. 被保険者が死亡したとき
3. 保険料を納付期限内に納付しなかったとき(未納喪失)
4. 就職し、他の管掌による健康保険制度の被保険者となったとき(他保取得)
5. 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
6. 任意継続被保険者でなくなることを健保組合に申出し、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき(申出による喪失)※申出は原則取消してできません

※任意継続被保険者の期間中は、被扶養者または国民健康保険に加入することはできません。(任意継続被保険者の資格を喪失してから、被扶養者または国民健康保険加入の手続きをしてください。)

※資格喪失理由の2(死亡)、4(他保取得)または6(申出による喪失)に該当したときは、同月得喪に該当する場合を除き、納付済の保険料を還付いたします。

JA千葉健保への連絡について

次に該当する場合は、速やかにJA千葉健保にご連絡ください。

1. 国民健康保険に加入するため等、任意継続被保険者の保険料を未納で資格喪失するとき(市町村の国民健康保険窓口で、資格喪失証明書の提示を求められる場合があります。)
2. 任意継続被保険者でなくなることを希望するとき(資格喪失申出書をご提出いただきます。)
3. 就職し他の管掌による健康保険制度の被保険者となったとき(資格喪失申出書および就職先での新保険証の写しを送付いただくこととなります。また、保険料の還付が発生する場合は、還付請求書をご自宅あて送付いたしますので、振込先口座を記入のうえ、返信封筒により送付いただきます。)
4. 住所や氏名、口座の変更、被扶養者の異動があったとき(住所変更届、氏名変更届、付加給付金・高額療養費口座申込書、被扶養者異動届が必要となります。)

千葉県農協健康保険組合 〒260-0031 千葉市中央区新千葉 3-2-6
業務部 TEL 043-245-7480 FAX 043-246-2135
URL <http://ja-chiba-kenpo.or.jp/>



その他留意事項

任意継続被保険者になられると、保険証の「記号・番号」が変わりますので、現在受診中の医療機関等に、「記号・番号」が変わったことを必ずご連絡ください。

上記の事項を確認し、同意いたします。



____年 ____月 ____日

氏名: _____ (印)

受付印

原本:健保 写し:被保険者